

畳製作技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成18年3月

厚生労働省職業能力開発局

1 1級畳製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

畳製作職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 畳及び材料</p> <p>畳の種類、構造、規格及び用途</p> <p>畳の材料の種類、性質、規格及び用途</p> <p>2 施工法</p> <p>畳製作に使用する器工具及び機械の種類及び使用方法</p> <p>寸法取りの方法</p> <p>寸法の割出し及び割付けの方法</p> <p>畳の加工方法</p>	<p>1 畳の種類及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 薄縁の種類及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 畳の日本工業規格について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる畳の材料に関し、種類、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 畳床 (2) 畠表 (3) 畠縁 (4) 畠糸</p> <p>2 縁下紙、頭板等の畳の材料について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 畠床及び畠縁に関する日本工業規格について詳細な知識を有すること。</p> <p>4 畠表の日本農林規格について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 畠製作に使用する器工具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる畠製作に使用する機械（附属機器を含む）の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 裁断機 (2) かまち縫機 (3) 縫着機</p> <p>3 製畠機の種類及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>畳に関する寸法取りの基本及び現場寸法取りの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>図面に基づく寸法の割出し及び割付けの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>畳の加工に関し、次に掲げる作業について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 材料の選定及び前処理 (2) 下ごしらえ作業</p> <p>(3) 表張り作業 (4) 平刺し作業 (5) 反し縫い作業</p> <p>(6) 角作り作業 (7) かまち縫い作業</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
畳の補修方法 畳の敷込み方法 畳の管理方法	畳の補修方法について詳細な知識を有すること。 畳の敷込み方法について詳細な知識を有すること。 畳の管理方法について詳細な知識を有すること。
3 建築概要 床の構造 室内の採光及び換気 室内の造作及び装飾	和室の床に関し、構造及び各部の名称について一般的な知識を有すること。 和室の採光及び換気について一般的な知識を有すること。 和室の造作及び装飾について一般的な知識を有すること。
4 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	1 畳製作に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 畳製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他畳製作作業に関する安全又は衛生のための必要な事項 2 労働安全衛生法関係法令（畳製作作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。
実技試験 畳製作作業 畳の製作 畳の敷込み 畳の補修 積算及び見積り	畳の製作に関し、次に掲げることができること。 (1) 寸法取り (2) 寸法の割出し及び割付け (3) 材料の選定 (4) 手作業による畳の高度な加工 (5) 機械による畳の加工 (6) 材料の種類の判別 畳の敷込みができること。 畳の補修ができること。 積算及び見積りができること。

2 2級畳製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

畳製作職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
学 科 試 験	
1 畳及び材料	<p>1 畳の種類及び構造、規格及び用途</p> <p>2 畳の材料の種類、性質、規格及び用途</p> <p>3 次に掲げる畳の材料に関し、種類、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 畳 床 (2) 畳 表 (3) 畳 縁 (4) 畳 糸</p> <p>4 縁下紙、頭板等の畳の材料について一般的な知識を有すること。</p> <p>5 畠床及び畳縁に関する日本工業規格について一般的な知識を有すること。</p> <p>6 畠表の日本農林規格について詳細な知識を有すること。</p>
2 施工法	<p>1 畠製作に使用する器工具及び機械の種類及び使用方法</p> <p>2 次に掲げる畠製作に使用する機械（附属機器を含む）の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 裁断機 (2) かまち縫機 (3) 縫着機</p> <p>3 畠に関する寸法取りの基本及び現場寸法取りの方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>4 図面に基づく寸法の割出し及び割付けの方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>5 畠の加工に関し、次に掲げる作業について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 材料の選定及び前処理 (2) 下ごしらえ作業</p> <p>(3) 表張り作業 (4) 平刺し作業 (5) 反し縫い作業</p> <p>(6) 角作り作業 (7) かまち縫い作業</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
畳の補修方法	畳の補修方法について一般的な知識を有すること。
畳の敷込み方法	畳の敷込み方法について一般的な知識を有すること。
畳の管理方法	畳の管理方法について一般的な知識を有すること。
3 建築概要	
床の構造	和室の床に関し、構造及び各部の名称について概略の知識を有すること。
室内の採光及び換気	和室の採光及び換気について概略の知識を有すること。
室内の造作及び装飾	和室の造作及び装飾について概略の知識を有すること。
4 安全衛生	
安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 畳製作に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 畳製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他畳製作作業に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（畳製作作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>
実技試験	
畳製作作業	
畳の製作	畳の製作に関し、次に掲げることができること。
	(1) 寸法取り (2) 寸法の割出し及び割付け
	(3) 材料の選定 (4) 手作業による畳の高度な加工
	(5) 機械による畳の加工 (6) 材料の種類の判別
畳の敷込み	畳の敷込みができること。
畳の補修	畳の補修ができること。